

性暴力被害者への支援の法定化に関する意見書

性暴力被害にあつては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生ずる。また、被害者がその被害の性質上支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎない。

性暴力被害者は精神的ダメージを受けている上、さまざまな支援を要することから、その心身の負担の軽減や被害の潜在化の防止などを図るため、総合的な支援を可能な限り1カ所で提供するワンストップ支援センターにおいて支援をコーディネートすることが極めて重要であるが、設置されていない県もあるのが現状である。

内閣府では、都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取り組みを促進するため、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設したが、中長期的にも支援が継続されるよう、ワンストップ支援センターを法定化し、各都道府県での設置、適切な支援の提供、支援を行う人材の育成、安定的な運営が確保されるようにすべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、性暴力被害者に対する支援のため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定し、被害者に寄り添う形での緊急時、中長期にわたる支援を法定化すること。
- 2 法律に基づき、性暴力被害者の支援に関する施策に関する基本的な計画を策定し、あわせて、被害者に寄り添う支援を行うための人材育成など、必要な財政上等の措置を講ずること。
- 3 性暴力被害者の支援に関する施策に関する基本的な計画の策定を初め関連する施策の立案においては、性暴力被害者やその支援者などがその立案過程に参加し、実態に即した形で行われるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 8 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
警察庁長官

}

宛 (各 通)